

**【講演】**

学校安全教育研究所

事務局長 矢崎 良明 氏

<演題>

「子どもを犯罪からどう守るのか」

～過去の事例を通して～

- 表彰等**
- ・平成27年 9月 防災功労者内閣総理大臣表彰
  - ・平成25年 11月 文部科学大臣表彰（学校安全）
  - ・平成25年 3月 東京都教育委員会職員表彰



### 文部科学省関係の主な委員等

- ・中央教育審議会学校安全部会委員
  - ・「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理に関する有識者会議」専門委員
  - ・学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック作成協力者
  - ・学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル作成協力者
  - ・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」作成協力者
  - ・「生きる力」を育む防災教育の展開作成協力者
- 他、多くの委員等を歴任

- その他**
- ・平成26年 5月 天皇后両陛下の御前で防災授業を実施
  - ・平成27年 3月 国連防災世界会議防災教育交流国際フォーラムコーディネーター

- 職歴**
- ・鎌倉女子大学講師
  - ・板橋区教育委員会安全教育専門員
  - ・東京都教育庁指導部指導主事
  - ・東京都公立小学校長

- 現在**
- ・学校安全教育研究所教授(事務局長)
  - ・日本安全教育学会理事
  - ・全国学校安全教育研究会顧問

**学歴** 東京学芸大学 教育学部 理科教育専攻 地学専修

### 平成30年 主な講演等（校内授業研究を除く）

- |     |   |   |
|-----|---|---|
| 1月  | 山形市私立幼稚園・認定こども園協会研修会<br>小田原市立曾我小学校防災研修<br>千葉県北総教育事務所管内地域防犯研修会               | 東京都小平市副校長研修会<br>群馬県高崎市安全主任研修会   |
| 2月  | 気象庁地域防災力アッププロジェクトミーティング<br>大田区生活指導主任会                                       | 板橋区放課後子ども教室指導員研修会<br>文京区生活指導主任研修会   |
| 3月  | 国士舘大学防災シンポジウム   | 板橋区安全主任研修会  |
| 4月  | 川崎市学校防災担当者会   | 東京都福生市主幹教員研修会   |
| 5月  | 京都市教育委員会管理職研修会  | 小田原市立片浦小学校防災研修  |
| 6月  | 愛媛県総合危機管理等研修会   | 中野区鍋横地区防災講演会  |
| 7月  | 大田区生活指導主任会<br>千葉県館山市立館山第三中学校防災講演<br>教育施設リニューアル展学校の防災講演<br>和歌山市小学校安全教育研究会研修会 | 千葉県教育委員会安全推進委員会<br>神奈川県足柄下郡校長・教頭管理運営研修会                                       |
| 8月  | 神奈川県教育委員会防災研修会<br>調布市管理職危機管理研修会<br>北区岩淵中学校区ファミリー研修会<br>川崎市東柿生小学校防災研修会       | 昭島市教育委員会学校安全研修会<br>埼玉県三郷市小中学校教育研究会安全部会研修会<br>川崎市下河原小学校防災研修会<br>板橋区たつの子保育園防災研修 |
| 9月  | 大田区副校長研修会<br>千代田区生活指導研修会  | 北区岩淵中学校区ファミリー研修会<br>東京都教育委員会校長候補者研修   |
| 10月 | 千葉県流山市防災事業推進校研修会<br>千葉県銚子商業高校防災研修<br>千代田区教育委員会生活指導主任研修会                     | 練馬区教育委員会生活指導主任研修会<br>文京区大塚小学校安全教室<br>立川市主幹教員研修会                               |
| 11月 | 群馬県高崎市安全主任会<br>小田原市立報徳幼稚園防災研修会<br>神奈川県藤沢市校長会講演会<br>世田谷区生活指導主任会              | 板橋区放課後子ども教室講演会<br>小田原市おだわら未来学舎講演会<br>小田原市国府津小学校防災講演会<br>船橋市立小栗原小学校地域防犯研修会     |
| 12月 | 調布特別支援学校防災講演会   |   |

「学校安全総合支援事業」全国成果発表会 講演

# 「子どもを犯罪からどう守るのか」 ～過去の事例を通して～

令和2年1月31日

学校安全教育研究所教授・事務局長  
矢崎良明

ホームページ

学校安全教育研究所

検索

メールアドレス [gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp](mailto:gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp)

## 登下校途中等の犯罪の種類

登下校途中の児童をねらった犯罪は、次の3種類に分けられるのではないかな。

### 1. 小さい子どもに性的興味を抱き、いたずら目的の犯罪

奈良の事件、広島的事件、新潟の事件、松戸の事件

特定の児童にねらいを定め、自分の性的欲求を満たすために計画的に犯行に及んでいる。

⇒対策 大人が子どもに付き添うことにより事件を防ぐことが可能

### 2. 無差別的に多くの人数を殺害できる対象として児童をねらった犯罪

川崎の事件、金沢の事件

自分が捕まることを覚悟し、社会への不満のはけ口として起こす犯罪

⇒対策 防ぐことが困難。子どもの周囲を常に警戒する必要がある。

### 3. 特定の人物や集団をねらうことにより、社会的な注目を浴びることをねらった犯罪

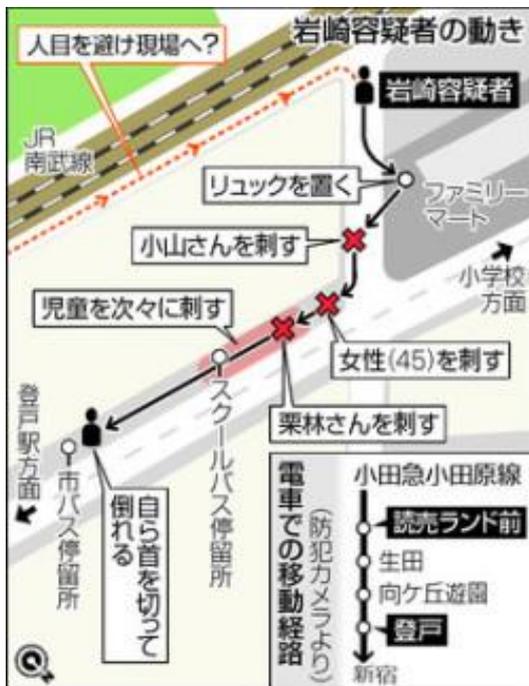
附属池田小事件、川崎の事件

社会への不満をより大きくアピールしたいために、注目が期待できる対象や手段を選んだ犯罪

⇒対策 大人の付き添い、周囲の警戒

# 川崎市児童殺傷事件

- ・令和元年5月28日 7:45ごろ
- ・川崎市多摩区登戸
- ・スクールバス待っていた私立K小学校  
児童、保護者  
保護者に刃物を持って近づいてきた男に相  
次いで刺された。
- ・死者2名(児童1名、保護者1名)、負傷者18名
- ・犯人は自殺



## 話題

- ・スクールバスなのになぜ?

## 学校のとった対策

- ・スクールバス乗り場の変更
- ・警備員の増員 2人→7人→常時5人
- ・当面、警察官の配置

## 根本的な解決策は?

- ・自宅から、学校最寄り駅までは誰が安全を守るのか

# 通学路って何でしょう

## (法的な根拠も知っておこう)

通学路については、法的には、次のことが規定されています

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令  
(通学路を整備するための補助金等に関連した法律)

第4条ー1 児童又は幼児が小学校若しくは幼稚園又は保育所に通うため一日につきおおむね40人以上通行する道路の区間

2 前号のほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入り口から1km以内の区域に存し、かつ、児童または幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

# 登下校時の犯罪

## 千葉小3女児殺害事件(平成29年3月26日)

被害児童 千葉県松戸市立M第二小学校3年女子 (9歳・ベトナム国籍)  
容疑者 Y.S. (49歳、保護者の会会長・見守りボランティア)

3月24日

8:00ごろ 自宅を出て学校に向かう

8:40 学校から「来ていない」と自宅の父親に連絡

11:00ごろ 父親が警察に捜索願を出した。

3月26日

18:45 千葉県我孫子市北新田の排水路にかかる橋の下の草むらで遺体を発見  
全裸の状態、所持品なし。

3月27日 茨城県坂東市の荒川河川敷でランドセルを発見

28日 ランドセル発見現場から500m離れたところで衣服等を発見

4月14日 被害者宅の近くに住むY. S容疑者を逮捕

M第二小学校保護者の会会長

見守りボランティアにも参加

(情報)

- 通学路の防犯カメラに映っていない。見守りボランティアも姿を見ていない
- 通学路を通っていないことがあった
- 時間に遅れて一人で行くことが多かった
- 母親がいるときは送っていたこともあった

## 被害者宅から学校までの通学路(報道による地図)



▲ 防犯カメラ設置場所

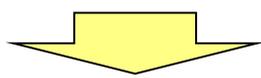


黄色部分

- 被害者が通た可能性のある、通学路ではない道路
- 見守りボランティア不在
- 防犯カメラも設置されていない
- この範囲で犯行があったのではないか？

# 子どもをどう守っていくのか

- 平成13年(2001年)附属池田小事件
- 平成16年(2004年)奈良市の下校途中児童誘拐殺害事件



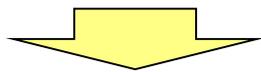
## ●地域で子どもを守る

平成17年「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(文部科学省)

- ・地域安全ボランティア
- ・地域安全マップ

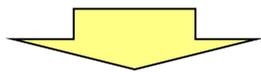
平成17年(2005年)広島的事件、今市的事件

- ・見守りの強化
- ・防犯カメラの増設



## ●平成21年「学校保健安全法」

- ・学校安全の充実
- ・学校・家庭・地域・関係機関の連携



- 平成29年(2017年)我孫子市の登校途中児童誘拐殺害事件
- 令和元年(2019年)川崎市のスクールバスバス停での児童殺害事件

地域の見守り活動の崩壊

だれが、子どもの安全を守るのか？

見守り活動の強化？

防犯カメラの増設？

## 登下校の管理責任は？学校？保護者？

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第五条

2 「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

第4号 通常の経路及び方法により通学する場合

・通学とは、学校教育を受けるために、児童生徒等が住居又は職場と学校との間を往復する行為をいう。(注79)(注80)

・通常の経路とは、児童生徒等が通学のために平常通っている経路をいうが、それ以外にも社会通念上、通常の経路と認められる経路がある場合はこれを含む。



登下校中の事故について、災害共済給付金が支払われることを述べたもの

登下校中の事件・事故について、学校に責任があることを述べたものではない

## 現状の課題

### 現状の課題

○今回明らかになったのは、「見守り活動の限界」

○対応策としては、

- ①防犯意識の再喚起と維持(事件があると意識は向上するが、その維持が困難)
  - ②継続的かつ効果的な見守り体制の構築(担い手不足の解消、不審者情報の活用、危険箇所への対応)
  - ③防犯教育の徹底
- が考えられる。

### 【通学路の防犯対策に係る取組状況】

○通学路の防犯等の観点からの安全点検を実施している小学校の割合

平成18年度99.7%→平成27年度89.1%

※平成18年度は交通安全及び防犯の観点を含む点検の実施状況

※平成27年度は生活安全の観点からの点検の実施状況

(交通安全や災害安全の観点も含めると99.3%)

○児童に通学路の安全マップを作成させている小学校の割合

平成18年度93.9%→平成27年度55.1%

※交通安全や災害安全の観点も含む。

○防犯ブザー(防犯ベル等)を児童へ配付している小学校の割合

平成18年度88.2%→平成27年度78.5%

○協力要請・情報交換のための会議を開催する等の関係者との連携を図っている小学校の割合

平成27年度98.5%

※防犯以外の観点も含む

(連携先: 地域学校安全委員会、学校警察連絡協議会、通学路の安全確保連絡協議会、学校運営協議会等)

○学校内外において、地域のボランティア等による巡回・警備が行われている小学校の割合

平成18年度91.0%→平成27年度91.6%

○安全確保のための登下校方策を実施した小学校の割合

平成18年度93.9%→平成27年度97.0%

※うち、

・集団登下校

・保護者・ボランティア等による同伴・見守り

・スクールバスによる送迎

H18年度79.8%→H27年度63.1%

H27年度89.4% ※H18年度は同伴のみ

H18年度10.3%→H27年度15.7%

### 【教育委員会等から寄せられる課題の例】

○登下校の見守り活動へのボランティア参加者は年々減少傾向。

○高齢化・担い手不足が課題。

○下校時、子供が一人になる区間が出てしまうため、重点的な巡回の対象としている。

○事件があると意識は向上するが、その維持が困難。

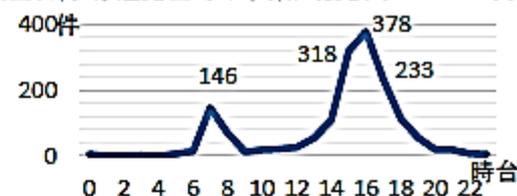
# 登下校防犯プラン

内閣官房「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」

## 登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中  
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
  - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加  
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ 登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



### 2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

### 4. 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

### 1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



### 3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

### 5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

## 登下校の子どもを守るために 何が大切か

### 今までやってきたこと

- (1) 地域の防犯力の強化 地域安全ボランティア、見守り隊など
- (2) 防犯抑止力 防犯カメラ、照明の設置  
見通しの良い通学路、防犯ブザーの携帯
- (3) 安全教育 地域安全マップ、セーフティー教室

### 今・何が大切か

#### (1) 原点に戻る。子どもの安全管理の責任はだれ？

⇒ 保護者が「自分の子どもは自分で守る」

○親が見守りボランティアとコミュニケーションをとっていますか？

「いつもありがとうございます」「〇〇の親です。お世話になっています」

○学校へ出かけるとき、玄関で次のような声かけをしていますか？

「通学路をきちんと通りなさい」「遅れないようにね」「気を付けて行ってらっしゃい」

#### (2) 安全教育の徹底 ⇒ 危険予測能力と危険回避能力

○子どもの危険予測と危険回避能力を培う安全教育

○保護者と一体となった安全教育、安全管理の保護者と学校の役割

### 諸外国では

- ・親が毎朝付き添って登下校するのは当たり前。
- ・登校時間になると校門が開き一斉に子どもは学校の中に入る。
- ・遅刻すると、午後から学校に入れるが、午前は欠席になる。

### シカゴの州の条例

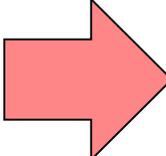
- ・13歳になるまでは一人での留守番は禁止
- ・15歳になるまでは一人での外出は禁止。友だちの家に行くときも、どこに行くときも親がついていかななくてはならない

### 外国人が日本を見ると

- ・子どもだけで通学しているのを見て。「うちの国だと法令違反で通報される。」
- ・日本では、子どもだけで電車に乗っている。驚いた。

### イギリスで暮らすようになって

ほとんどの小学生が保護者と一緒に登下校するということである。低学年ならまだしも、高学年の子どももそうなのだ。また法律では定められているわけではないが、12歳未満の子どもを一人で家に置いていくことはばかれる。

- 
- 日本のように子どもだけで登校するのは、世界ではまれである
  - 子どもだけの登校を見直さなければ犯罪はなくなる

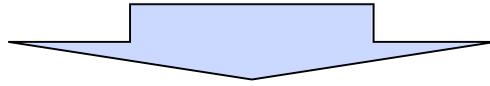
## 憲法・民法では

### 憲法26条

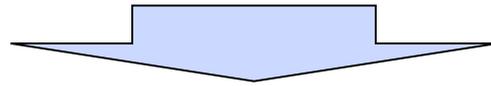
2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

### 民法820条

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う



保護者が子どもを安全に学校に通学させることや、子どもの生活や言動について責任を持って管理指導する必要がある



- ・学校は、通学路を示し、登下校の安全指導を徹底すること。
- ・保護者に情報を発信、安全管理について助言
- ・学校と保護者、地域が協力をして、安全確保に努めることが重要である

## 子どもの生活時間・学校と家庭(小学生)

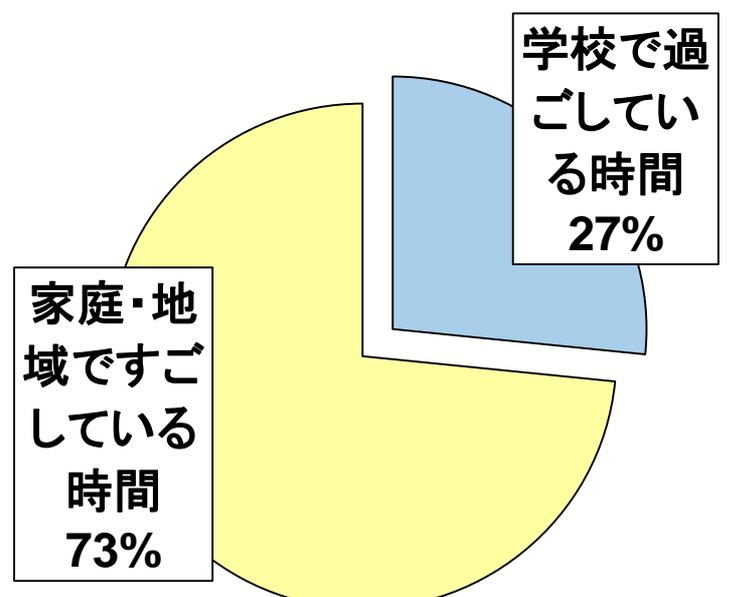
Q: 子どもが一年間で起きている時間のうち学校にいる時間はどれくらいの割合でしょうか ①30% ②50% ③70%

・午前7時に起床し、午後10時に就寝したと仮定したときの一日の生活時間 15時間  
一年間昼間起きてる時間、

$$15時間 \times 365日 = 5,475時間$$

・午前8:30に登校し、午後3:30に下校すると仮定して計算すると在校時間は 7時間  
一年間学校での生活時間、

$$7時間 \times 210日 = 1,470時間$$



## ▼「ひとりにならない」ことは子どもができる最大の防御

犯行を起こす不審者は、ひと目につかない場所や時間帯を選んで、ひとりでいる子どもに狙いを定めるのです。

**わずかな時間・距離でも、ひとりになるのは避けましょう。**

どんなときでもひとりにならないこと。

小学生になるにあたって守らなくてはいけないこととして、お子さんに伝えてください。

## ▼「ひとりになるのは怖いこと」と理解させる

慣れてくるとだんだん警戒心が緩んでくる。いつ犯罪に巻き込まれてもおかしくはありません。普段からひとりでふらふらと行動したり、興味の対象に引き寄せられたりしていつの間にかはぐれてしまうような場合もあります。

スーパーなどでは、お子さんが少く離れても気に留めない方を見かけることもありますが、日常生活から「ひとりで行動しない」ということを徹底してください。

商業施設のトイレなどでひとりになったり、保護者とはぐれたりしたところを狙う犯罪もたびたび発生しています。

なぜひとりになってはいけないのかをきちんと説明し、普段から徹底させることで、

**「ひとりにならない」ことを習慣化**させてください。

## ▼ 子どもを「ひとりにしない」ために保護者ができること

小学校入学前から保護者の方ができることをまとめました。

### (1) 一緒に登下校する友達を見つける

ご近所に同じ小学校に通うお子さんがいたら、一緒に登下校できるように段取りしておきましょう。

### (2) ひとりになる区間があるときは保護者がつきそう

集団登下校をする学校では、登校時は集合場所まで、下校時は友達と別れてからなどひとりになってしまう区間もある。

その場合は、可能な限り保護者の方が送り迎えをして、ひとりにならないように見守ってください。

住宅街や集合住宅の敷地内は死角が多いため、「自宅のすぐそばだから」と油断しないことが肝心です。

### (3) 助けを求められる場所を見つける

保護者の方のつきそいが難しい場合、代わって見守ってくれるのは地域の方々です。ボランティアで「子ども110番の家」をやって家庭やお店で、怖いことがあったときや困ったときに助けを求められる場所として教えておくといいでしょう。

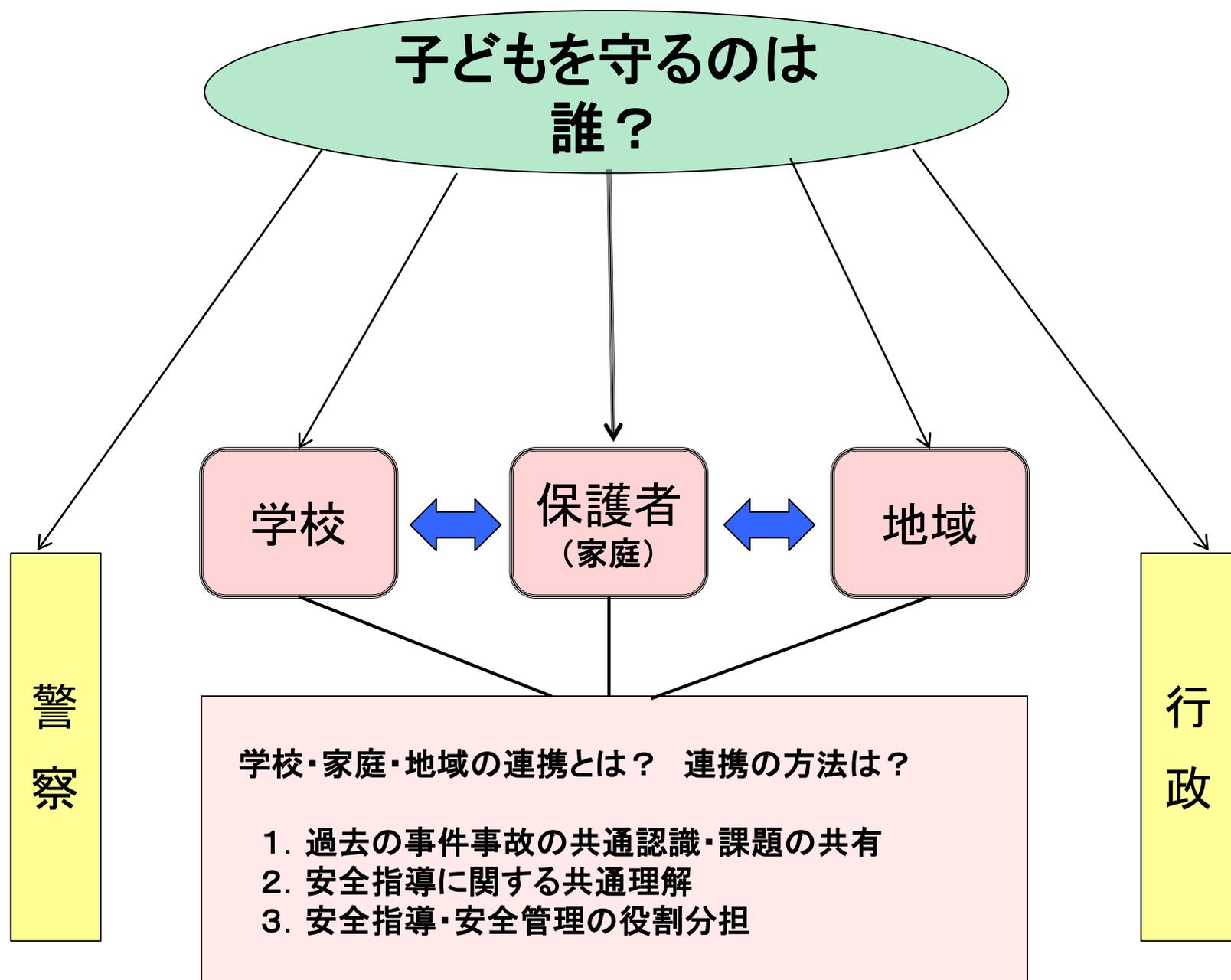
「子ども110番の家」と、子どもの登下校時間に人がいる商店やコンビニなども、把握しておくようにしましょう。

# 子どもを一人にさせない見守り活動

1. 組織的な見守り活動  
できる時間に気軽にする見守り ⇒ 決まった時間に徹底した見守り
2. 登下校時間帯の制限・厳守  
特に下校時間帯を学校が守る。時間割に合わせて、学年ごと、低・中・高学年ごと又は一斉に下校。 ⇔ 地域の見守りと連携
3. 見守りをボランティアでなく、専門員として、徹底した犯罪抑止
4. 主要な通学路のみでなく、路地なども監視。
5. 保護者の協力が欠かせない。⇒ 保護者の意識向上

## 学校の取り組み

1. 登下校の時間帯の徹底  
子どもが一人にならない登下校の仕組み
2. 防犯指導の徹底
3. 保護者への協力要請  
「自分の子どもは自分で守る」が基本
4. 大人の意識改革 諸外国の例



# 学校の危機管理マニュアル — 子どもを犯罪から守るために —

## 不審者侵入

1. 不審者かどうか見分け、退去を求める
2. 隔離、通報する
3. 子どもの安全を守る。防御する
4. 負傷者がいる場合は手当をする
5. 対策本部、事後の対応や措置をする。

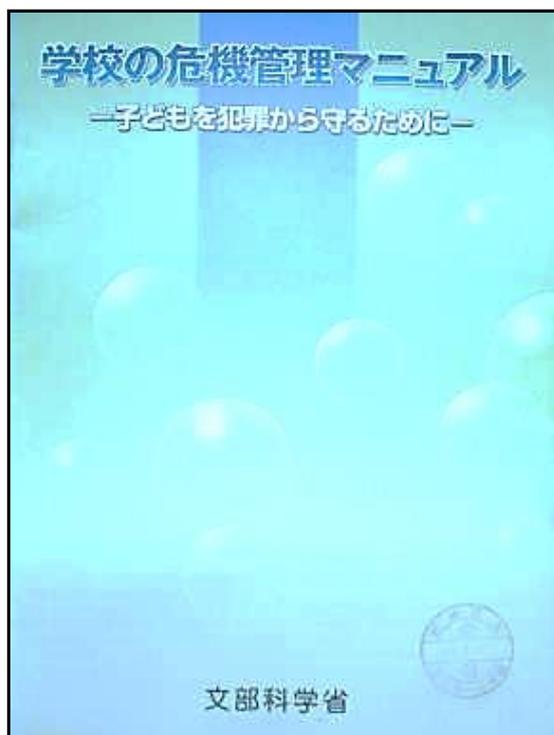
## 登下校の安全

### 学校で行う取り組み

1. 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。
2. 地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会への支援要請を行う。
3. 必要に応じ、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

### 地域における取り組み

1. 緊急防犯パトロールを実施する。
2. 保護者同伴の集団登下校を実施する。
3. 学校が行う緊急対応を支援する。



平成19年11月  
文部科学省

## 防犯に関する文部科学省の資料



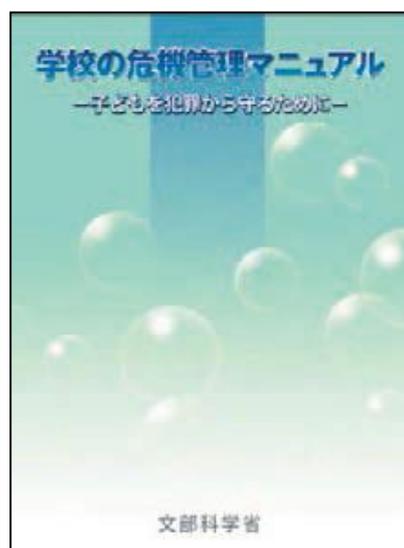
小学校教職員研修用 DVD



中学校・高等学校教職員研修用 DVD



地域ぐるみの学校安全体制  
整備実践事例集



学校の危機管理マニュアル  
子どもを犯罪から守るためにH19



学校の危機管理マニュアル  
作成の手引きH30

令和元年11月吉日

各都道府県教育委員会教育長 様  
各市区町村教育委員会教育長 様  
各幼、小、中、高校（園）長 様

全国学校安全教育研究会会長 木 間 東 平  
東京都葛飾区立柴又小学校長  
東京都学校安全教育研究会会長 伊 藤 進  
東京都葛飾区立細田小学校長

「生きる力」をはぐくむ安全文化の創造

# 全国学校安全教育研究大会 東京都学校安全教育研究大会

## 第44回大会のご案内（二次案内）

平成30年度・令和元年度 東京都教育委員会安全教育推進校

平成23年3月の東日本大震災以来、熊本、大阪、北海道、新潟・山形など日本各地で大地震が発生しています。また、子どもが登下校中に犯罪に巻き込まれたり交通事故に遭遇したりする事故が後を絶ちません。子どもたちの安全を確保していくには看過できないさまざまな問題が多くある中、学校・園における幼児・児童・生徒に対する安全教育の充実が、大変重要な課題となっています。

本研究会では、地震をはじめとする自然災害や、犯罪、事故を想定し、子どもたちが「危険を予測し、回避する能力」や「自ら進んで安全な環境をつくる能力」を身に付けることができるよう研究を続けています。さらには、全国の優れた実践を紹介したり、大学や関係機関と連携したりしながら、これからの学校安全の在り方を追求しています。

つきましては、以下のとおり全国・東京都学校安全教育研究大会を開催しますので、ご案内いたします。貴管下教職員の派遣方、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 大会主題

自他の生命を尊重し、安全のための行動ができる幼児・児童・生徒の育成  
—— 危険を予測し、自ら回避できる能力を育成するために ——

- 1 開催日時 令和2年2月14日（金）9：30～16：45
- 2 会 場 東京都調布市立第五中学校（校長 高汐康浩）
- 3 主 催 全国学校安全教育研究会 東京都学校安全教育研究会
- 4 後 援 文部科学省・東京都教育委員会・調布市教育委員会  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
一般財団法人日本交通安全教育普及協会・日本安全教育学会  
全国国公立幼稚園・こども園長会  
全国連合小学校長会・全日本中学校長会・全国高等学校長協会

# 5 時 程

9:30	10:00	10:30	11:20	12:20	13:25	14:15	14:20	15:20	15:30	16:30	16:45
受付	全国理事会	全体会	記念講演	昼食・移動	公開授業	移動 (アトラクション)	研究発表	講評	講演	事務連絡	

(受付は全日行っています)

(1) 全国理事会 10:00~10:30

(2) 全体会 10:30~11:20

1 開会の言葉

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

- ①文部科学省 ②東京都教育委員会 ③調布市教育委員会  
④一般財団法人日本交通安全教育普及協会  
⑤独立行政法人日本スポーツ振興センター

4 閉会の言葉

(3) 記念講演 11:20~12:20

## 演題 「今、求められる安全教育の充実に向けて」

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育調査官 森本 晋也 先生

(4) 公開授業 13:25~14:15

※本校校区の多摩川小学校と連携した授業を公開します。

学年	教科・領域	内容	安全教育の領域
中1	理科	地震「地面の揺れの広がり方」 ●東京大学地震研究所が作製した実験装置を活用します。	災害安全
	英語	共助の取組 ～ファーストエイドスキットビデオをつくろう～	生活安全
	学級活動1	「第五中学校交通安全地域マップ」から交通安全上の問題点を見つけよう	交通安全
	学級活動2	交通安全地域マップから交通安全上の問題点を見つけ、発信しよう	交通安全
	学級活動3	スマートフォンやSNSの正しい使い方を発信しよう	生活安全
	道徳	「世界中の人に恩返ししたい」 ●防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」中学校版（令和元年度 東京都教育委員会）を活用します。	災害安全
	総合的な学習の時間	一次救命処置「倒れている人を見たら」	生活安全
中2	保健体育	自転車の「ながら運転」の危険性を考え、その危険性を伝えよう 1	交通安全
	保健体育	自転車の「ながら運転」の危険性を考え、その危険性を伝えよう 2	交通安全
小5 中2	学級活動	自転車の「ながら運転」の危険性を校区の小学生に伝えよう ●中学生が学んだことを校区の多摩川小学校の児童に伝える活動を行います。	交通安全
中3	社会 公民	防災、減災への取組と課題	災害安全
	英語1	共助の取組 ～Save Yourself, Save Others～	生活安全
	英語2	●2学級3展開で少人数指導を行います。	
	英語3	●地域在住のネイティブスピーカー、米軍消防隊が協力します。	
道徳	地域の連帯感「M7.3 子どもたちの見たもの」	災害安全	

(5) 研究・実践発表

14:25~15:20

- ①「学校、家庭、地域社会において他者や社会の安全に貢献できる生徒の育成  
～中学生による主体的な安全文化の啓発と地域の安全文化の構築を目指して～」

東京都調布市立第五中学校

- ② 千葉県安全教育研究会「千葉県の学校安全教育」

(6) 講 評

15:20~15:30

東京都教育庁指導部

(7) 講 演

15:30~16:30

演 題 「ハザードマップと地形を読むー学校防災の自校化ー」

山形大学大学院教育実践研究科教授 村山 良之 先生

## 6 大会参加費

道府県学校関係者・一般 2,000円

東京都内学校関係者 1,000円

※資料が余分に必要な方は、1部 1,000円にて頒布いたします。

## 7 申込み方法

- (1) 参加者氏名、所属都道府県名、所属（学校名、会社名など）、連絡先（メールアドレスか電話番号）を記載したメールを下記のメールアドレスに送ってください。

メールアドレス [mousikomi@anzenken.com](mailto:mousikomi@anzenken.com)

- (2) 大会参加費を令和元年12月1日（日）から令和2年1月31日（金）の期間に下記口座に振り込んでください。【当日受付もいたします】

振込口座 みずほ銀行 高砂支店 普通口座 口座番号：2142548

東京都学校安全教育研究会 事務局 伊藤 進（イトウ ススム）

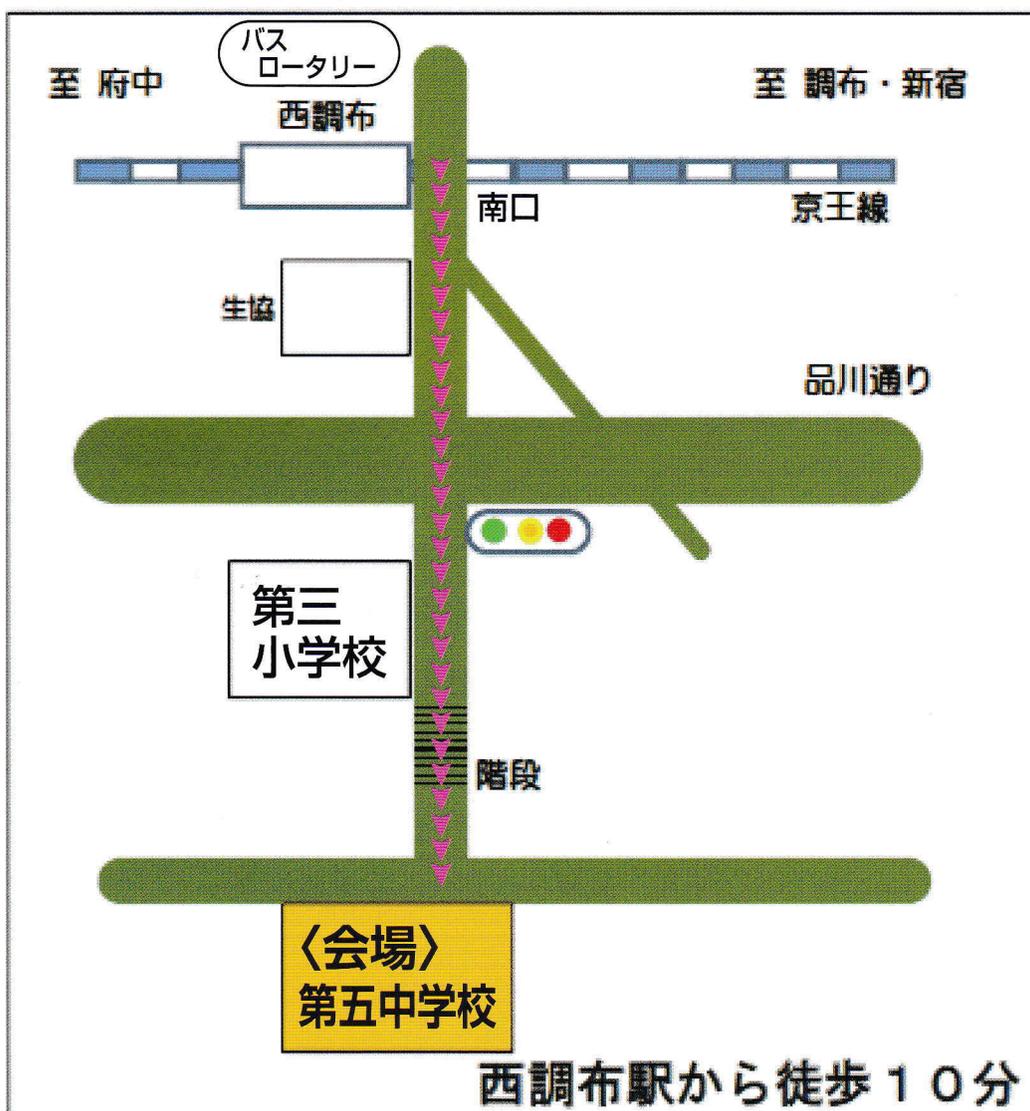
※参加者の都合でキャンセルされた場合は返金いたしません。

- (3) 詳しくは「全国学校安全教育研究会」のホームページをご覧ください。

URL <https://www.anzenken.com/>

- (4) 昼食は各自ご用意ください。昼食の事前注文も受け付けます。希望される方は参加申し込みメールにその旨お書きいただき、大会参加費に880円を加えて振り込んでください。
- (5) 会場の関係で締切日前にお断りする場合があります。（400名程度の予定）

## ●会場アクセスマップ



会 場 東京都調布市立第五中学校 〒182-0035 東京都調布市上石原 3-27-1

京王線 西調布駅下車 徒歩10分 ▶▶▶ ルート：南口から直進

- \* 近隣に、スーパーマーケット・コンビニがございます。(体育館で昼食をお召し上がりください)
- \* 近隣飲食店につきましては、当日資料にてご案内いたします。
- \* 昼食の注文につきましては「7申込み方法の(4)」をご覧ください。

## ●研究大会全般についての問い合わせ先

東京都学校安全教育研究会会長 伊 藤 進  
東京都葛飾区立細田小学校長

TEL 03-3672-7125 FAX 03-5694-4339

E-mail [mousikomi@anzenken.com](mailto:mousikomi@anzenken.com)

HP <https://www.anzenken.com/>

# 講演会・研修会・安全教室

## のご案内

教育委員会 様  
幼稚園長・小学校長・中学校長 様  
PTA・地域関係者 様

## 学校安全教育研究所

地震・洪水・火山噴火等の自然災害、登下校時の誘拐殺人事件、SNS に巻き込まれる事件、交通事故、学校内でのけがなど、子どもたちに関わる様々な事件や事故が後を絶ちません。

学校安全教育研究所では、これらに対応するために、教育委員会や学校、PTA や地域等からのご希望を受けて、以下の内容で講演会・研修会・安全教室（セーフティー教室）を実施いたします。

また、教職員のみを対象とした、クレーム対応の研修も実施いたします。

### 1. 対象者

幼稚園、小学校、中学校の教職員、保護者や PTA、地域住民、児童生徒

### 2. 主な内容（講演・研修会講師・授業・セーフティー教室）

- (1) 防災・・・
  - ★地震災害の基礎知識
  - ★子どもが自ら考え行動する避難訓練
  - ★地震に対する校内の安全点検の見直し
  - ★大雨、洪水などの気象災害
  - ★地震から身を守るセーフティー教室
- (2) 防犯・・・
  - ★学校への不審者侵入防止
  - ★登下校の安全
  - ★犯罪から身を守るセーフティー教室
- (3) 交通安全・・・
  - ★自転車と交通ルール(知っているようで知らない法規)
  - ★事故の加害者にならないために
  - ★交通安全セーフティー教室
- (4) クレーム対応（教職員対象のみ）
  - ★対応の基本
  - ★意見や苦情をこじらせないための方法
- (5) その他 学校安全・危機管理に関すること

### 3. 講師 学校安全教育研究所の講師

【メイン講師紹介】 矢崎良明 学校安全教育研究所教授、全国学校安全教育研究会顧問  
略歴 東京都教育庁指導主事 東京都公立小学校長  
中央教育審議会学校安全部会委員  
防災功労者内閣総理大臣表彰  
文部科学大臣表彰（学校安全）  
天皇皇后両陛下の御前で防災授業を実施

#### 4. 申込方法（問い合わせ先）

下記の宛先にメールまたは電話でお問い合わせください。  
次の申込書を FAX でお送りいただいても結構です。

Mail [gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp](mailto:gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp)  
電話・FAX 048-203-1912  
学校安全教育研究所事務局



Mail QR コード

#### 5. 講師代金 申込される方の所属・団体の基準にてお承けしております。

### 学校安全・危機管理に関する 講演・研修会・安全教室申込

申し込み月日	令和	年	月	日
主催者 (学校・教育委員会等)				担当者名
連絡先電話番号 メールアドレス				
日時	希望日	第1:	月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
		第2:	月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
開催場所	具体的にお書きください (学校・教育センター等)			
対象者	○をつけてください ( )管理職 ( )安全担当などの教員 ( )初任者教員 ( )一般教員 ( )児童生徒 [学年等 ] ( )PTA・保護者 ( )地域 ( )その他 [ ]			
内容	○をつけてください ( )地震防災 ( )登下校の防犯 ( )不審者侵入防止 ( )自転車交通安全 ( )クレーム対応 ( )その他 [ ]			
備考	講座の内容や開催方法について、ご希望や連絡がありましたらお書きください。 (例) 講演、研究会助言、授業、セーフティー教室など			
講師料	所属団体の規定の金額で承ります			円 (交通費込み・交通費別)

#### 【連絡先】

## 学校安全教育研究所

FAX 048-203-1912  
メール [gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp](mailto:gakuan-kenkyu@jcom.zaq.ne.jp)  
電話 048-203-1912  
〒352-0001 埼玉県新座市東北 1-2-4-E1203